



岡山県社会福祉協議会 償還事務処理センターのご案内

岡山県社会福祉協議会 償還事務処理センターは、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「緊急小口資金特例貸付」「総合支援資金特例貸付（初回貸付）」「総合支援資金特例貸付（延長貸付）」「総合支援資金特例貸付（再貸付）」に関する償還（返済）免除や償還（返済）の事務処理やお問い合わせ対応を行っています。

問合せ電話番号（平日 9:00-17:00）

☎ 050-5526-9479

問合せ内容：償還免除、貸付金の償還（返済）に関すること
申請書類等送付先

〒700-0826 岡山市北区磨屋町1番6号 岡山磨屋町ビル7階



一般的なお問合せは、LINE BOTで、お答えします。
「友だち追加」し、ご利用ください。

□償還（返済）免除について〔償還免除の要件（対象者）〕

- ①借受人及び世帯主の令和3年度（令和2年1月～令和2年12月）、または、令和4年度（令和3年1月～令和3年12月）の住民税の「均等割・所得割いずれも」が非課税と証明されている方
- ②借受人が死亡した場合
- ③借受人の失跡の宣告がされている場合
- ④自己破産、または個人再生の手続きを行い、免責が確定した場合

詳細については、「[償還免除のご案内](#)」をご覧ください。

償還免除判定年度に対象となる借受人へ「[新型コロナウイルス感染症の影響に伴う生活福祉資金特例貸付にかかる貸付金償還免除手続きのご案内](#)」を送付しております。

□住所・氏名の変更があった場合、借受人が亡くなられた場合の手続き

○住所、もしくは氏名の変更があった場合

- ⇒ 償還事務処理センターへ「[住所・氏名変更届（特例貸付用）](#)」を提出してください。
※添付書類：住民票原本（世帯全員分、マイナンバー不要、発行後3か月以内）
※住所変更の場合、新しい住所のもの

○借受人の方が亡くなられた場合

- ⇒ 償還事務処理センターへ「[死亡届（例貸付用）](#)」を提出してください。
※添付書類：死亡診断書、もしくは住民票の除票

